

令和7年第4回
市議会定例会(9月)
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| ◆ 令和7年度会計別予算額一覧..... | 3 |
| ◆ 令和7年度一般会計歳入予算額一覧 | 4 |
| ◆ 令和7年度一般会計歳出予算額一覧（目的別） | 5 |
| ◆ 令和7年度一般会計歳出予算額一覧（性質別） | 6 |
| ◆ 9月補正予算 主要事項..... | 7 |
| ◆ 条例関連議案..... | 23 |
| ◆ その他議案 | 28 |
| ◆ 報 告 | 33 |

◆ 令和7年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

| 会 計 名 | | 補正前の額 | 9月補正額 | 補正後の額 | |
|------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 一 般 会 計 | | 48,004,047 | 225,331 | 48,229,378 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険事業 | 6,718,900 | 53,426 | 6,772,326 | |
| | 国民健康保険診療所費 | 33,500 | | 33,500 | |
| | と畜場費 | 14 | | 14 | |
| | 宅地造成事業 | 12,400 | | 12,400 | |
| | 休日急患診療所費 | 27,500 | | 27,500 | |
| | 石原土地区画整理事業 | 178,800 | | 178,800 | |
| | 介護保険事業 | 保険事業勘定 | 8,032,400 | 98,671 | 8,131,071 |
| | | 介護サービス事業勘定 | 46,400 | 2,133 | 48,533 |
| | 下夜久野地区財産区管理会 | 135 | | 135 | |
| | 後期高齢者医療事業 | 2,591,500 | | 2,591,500 | |
| 小 計 | | 17,641,549 | 154,230 | 17,795,779 | |
| 企 業 会 計 | 水道事業 | 4,274,800 | | 4,274,800 | |
| | 下水道事業 | 8,311,600 | | 8,311,600 | |
| | 病院事業 | 福知山市民病院 | 18,989,615 | | 18,989,615 |
| | | 大江分院 | 866,285 | | 866,285 |
| | | 19,855,900 | | 19,855,900 | |
| 小 計 | | 32,442,300 | | 32,442,300 | |
| 合 計 | | 98,087,896 | 379,561 | 98,467,457 | |

◆ 令和7年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 第5号補正額 | 補正後の額 |
|----------------------|------------|---------|------------|
| 01 市税 | 12,196,154 | | 12,196,154 |
| 02 地方譲与税 | 546,752 | | 546,752 |
| 03 利子割交付金 | 7,000 | | 7,000 |
| 04 配当割交付金 | 102,000 | | 102,000 |
| 05 株式等譲渡所得割交付金 | 154,000 | | 154,000 |
| 06 地方消費税交付金 | 2,003,000 | | 2,003,000 |
| 07 ゴルフ場利用税交付金 | 6,000 | | 6,000 |
| 08 自動車取得税交付金 | 1 | | 1 |
| 09 環境性能割交付金 | 95,000 | | 95,000 |
| 10 法人事業税交付金 | 240,000 | | 240,000 |
| 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 25,000 | | 25,000 |
| 12 地方特例交付金 | 89,000 | | 89,000 |
| 13 地方交付税 | 11,990,000 | | 11,990,000 |
| 14 交通安全対策特別交付金 | 7,500 | | 7,500 |
| 15 分担金及び負担金 | 168,480 | | 168,480 |
| 16 使用料及び手数料 | 1,197,536 | | 1,197,536 |
| 17 国庫支出金 | 7,298,509 | 1,472 | 7,299,981 |
| 18 府支出金 | 3,764,441 | 11,669 | 3,776,110 |
| 19 財産収入 | 530,956 | | 530,956 |
| 20 寄附金 | 638,500 | | 638,500 |
| 21 繰入金 | 1,531,367 | 2,305 | 1,533,672 |
| 22 諸収入 | 739,116 | 7,703 | 746,819 |
| 23 市債 | 4,597,600 | 44,200 | 4,641,800 |
| 24 繰越金 | 76,135 | 157,982 | 234,117 |
| 一般会計 合計 | 48,004,047 | 225,331 | 48,229,378 |

◆ 令和7年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

| 款 | 補正前の額 | 第5号補正額 | 補正後の額 |
|---------|------------|---------|------------|
| 01 議会費 | 264,438 | | 264,438 |
| 02 総務費 | 5,422,962 | 28,739 | 5,451,701 |
| 03 民生費 | 17,080,505 | 9,364 | 17,089,869 |
| 04 衛生費 | 6,537,868 | | 6,537,868 |
| 05 労働費 | 17,780 | | 17,780 |
| 06 農林業費 | 1,453,960 | 8,730 | 1,462,690 |
| 07 商工費 | 555,675 | 4,610 | 560,285 |
| 08 土木費 | 4,172,995 | | 4,172,995 |
| 09 消防費 | 1,866,738 | 10,987 | 1,877,725 |
| 10 教育費 | 5,382,353 | 162,901 | 5,545,254 |
| 11 公債費 | 5,198,773 | | 5,198,773 |
| 12 予備費 | 50,000 | | 50,000 |
| 一般会計 合計 | 48,004,047 | 225,331 | 48,229,378 |

◆ 令和7年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

| 区 分 | 補正前の額 | 第5号補正額 | 補正後の額 |
|-----------------|------------|---------|------------|
| 人 件 費 | 8,229,699 | 570 | 8,230,269 |
| うち 議 員 給 与 費 | 152,410 | | 152,410 |
| うち 職 員 給 与 費 | 6,770,197 | | 6,770,197 |
| 物 件 費 | 6,735,464 | 11,359 | 6,746,823 |
| 維 持 補 修 費 | 219,263 | | 219,263 |
| 扶 助 費 | 9,893,154 | 9,364 | 9,902,518 |
| 補 助 費 等 | 6,952,194 | 155,198 | 7,107,392 |
| 投 資 的 経 費 | 6,434,196 | 48,840 | 6,483,036 |
| うち 人 件 費 | 333,796 | | 333,796 |
| 普 通 建 設 費 | 6,434,196 | 48,840 | 6,483,036 |
| 普 事 業 | | | |
| 補 助 事 業 費 | 3,020,187 | | 3,020,187 |
| 単 独 事 業 費 | 3,414,009 | 48,840 | 3,462,849 |
| 災 害 復 旧 費 | — | | — |
| 事 業 | | | |
| 公 債 費 | 5,198,773 | | 5,198,773 |
| 積 立 金 | 758,256 | | 758,256 |
| 出 資 金 ・ 貸 付 金 | 233,778 | | 233,778 |
| 繰 出 金 | 3,299,270 | | 3,299,270 |
| 予 備 費 | 50,000 | | 50,000 |
| 一般会計 合計 | 48,004,047 | 225,331 | 48,229,378 |

◆ 9月補正予算 主要事項

(単位：千円)

| 区分／政策名 事業名 | | 補正額 | 区分 | ページ | |
|---------------|------|--|-----------|------|----|
| | | | | | |
| 一般会計 | 通常補正 | ② 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち | | | |
| | | 防災情報システム改修事業 | 3,487 | 継続 | 8 |
| | | 消防団施設整備事業 | 7,500 | 継続 | 9 |
| | | ④ 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち | | | |
| | | 響プランF心の充実事業 | 66,631 | 継続 | 10 |
| | | はばたけ世界へ 中学生短期留学事業 | 債務負担行為の設定 | 継続 | 11 |
| | | 高等教育無償化制度交付金事業 | 88,567 | 継続 | 12 |
| | | 埋蔵文化財発掘調査事業 | 7,703 | 継続 | 13 |
| | | ⑥ 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち | | | |
| | | 法（墓理法及び行旅法）による死亡人等取扱事業 | 9,364 | 継続 | 14 |
| | | ⑧ 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち | | | |
| | | 商店街等振興事業 | 4,610 | 継続 | 15 |
| | | 農業施設維持管理事業 | 1,230 | 継続 | 16 |
| | | ⑨ 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち | | | |
| | | 庁舎管理事業 | 28,000 | 継続 | 17 |
| | | 農村研修集会施設等管理事業 | 7,500 | 継続 | 18 |
| | | ○ その他一般事業 | | | |
| | | 内部統制推進事業 | 739 | 拡充 | 19 |
| | | 一般会計（補正第5号） | | 12事業 | 計 |

(単位：千円)

| 事業名 | | 補正額 | 区分 | ページ |
|------|--|--------|----|---------|
| 特別会計 | 【国民健康保険事業特別会計】（補正第1号） 国民健康保険事業基金積立金 | 53,426 | 継続 | 20 |
| | 【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】（補正第1号） 介護給付費負担金等返還金／介護給付費準備基金積立金 | 98,671 | 継続 | 21 |
| | 【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】（補正第1号） 介護サービス事業基金積立金 | 2,133 | 継続 | 22 |
| | 特別会計 | 2会計 | 計 | 154,230 |

| | | | | | | |
|-------|---|---|----|-----|-------|------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 防災情報システム改修事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 3,487 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 16,713 |
| | 1,472 | | | | 2,015 | 補正後予算額 20,200 |

1 事業の背景・目的

本市では、避難指示等を適切に判断・発信するために「避難情報等発令支援システム」を、災害・防災情報の発信のために防災アプリ「福知山市防災」を活用しています。

気象庁が令和8年出水期から新たな防災気象情報の運用開始を予定しており、防災気象情報の変更に対応するためシステム等を改修します。

2 事業の内容

システム内で新たな気象情報を受信、表示できるようシステム等を改修します。今回の防災気象情報の主な変更点は次のとおりです。

- (1) 大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮に関する情報をシンプルでわかりやすい名称・情報体系に整理し、防災気象情報を住民の避難行動に対応した5段階の警戒レベルに統一します。
- (2) 気象警報・注意報を補足する様々な気象情報を、記録的短時間大雨情報等の極端な現象を速報的に伝える「気象防災速報」と、台風情報など網羅的に解説する「気象解説情報」の大きく2つのカテゴリーに分類します。

3 事業費の内訳

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費
委託料 3,487千円 (システム等改修)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 消防費国庫補助金
社会資本整備総合交付金 1,472千円

【参考】国資料より抜粋

新しい防災気象情報の
情報体系とその名称

| | 大雨浸水 低地の浸水や 小さな河川の氾濫 | 河川氾濫 1級河川などの 大きな河川の氾濫 | 土砂災害 急傾斜地のけずれや 土石流 | 高潮 海水面上昇や 高波による浸水 | 住民が 取るべき行動 |
|---|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 5 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 | 命の危険 直ちに安全確保! |
| ----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > ----- | | | | | |
| 4 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 | 危険な場所から全員避難 |
| 3 | レベル3 大雨警報 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 | 避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など |
| 2 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 | 避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど) |
| 1 | 早期注意情報 | | | | 災害への心構えを高める |

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

| | | | |
|-----|-------------|----|--------------------|
| 担当課 | 市長直轄組織危機管理室 | 電話 | 直通 24-7503 内線 3514 |
|-----|-------------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-------|---|---|-------|-----|------|------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 消防団施設整備事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 7,500 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 91,156 |
| | | | 7,500 | | | 補正後予算額 98,656 |

1 事業の背景・目的

地域防災の要である消防団員の活動拠点となる消防団車庫・詰所を整備することにより、消防防災体制に万全を期すとともに、長時間にわたる災害現場活動に取り組む消防団員の活動環境の整備を図ります。

2 事業の内容

河守分団統合車庫・詰所の整備にあたり、建設場所である大江町旧総合センター解体時に湧水が発生したことを受けて実施した地質調査の結果から、深層地盤は硬質であり、軟弱層は浅層地盤のみであることが判明したため、軟弱層の地盤改良工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 消防施設費
工事請負費 7,500千円 (地盤改良工事)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 消防債
緊急防災・減災事業債 7,500千円



工事場所：大江町河守地内
(大江町旧総合センター跡地)

| | | | |
|-----|---------|----|------------------------|
| 担当課 | 消防本部消防課 | 電話 | 直通 24-0119 内線 2420-202 |
|-----|---------|----|------------------------|

| | | | | | | |
|--------|-------------------------------------|---|----|-----|--------|-------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 響プランF心の充実事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 66,631 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 116,412 |
| | | | | | 66,631 | 補正後予算額 183,043 |

1 事業の背景・目的

本市は、響プランF（福知山市立学校教育内容充実プラン）に基づき、充実した体験活動を支援することにより、子どもたちの豊かな心とあらゆる可能性を伸ばす教育を進めています。

修学旅行は、集団行動・自然体験・歴史学習・社会的交流などを通じて、自主性・協調性を育み、実践的な学びを深める貴重な機会です。本事業では、こうした体験の機会を支援することで、子どもたちの豊かな心を育て、あらゆる可能性を伸ばす教育を推進します。

2 事業の内容

市立小学校及び中学校が実施する修学旅行費を全額補助します。修学旅行を通して子どもたちの様々な体験の機会を支援します。

令和8年5月、6月（前半期）に修学旅行を実施する19校分の修学旅行費について、修学旅行実施前に前払いするために必要な費用を計上します。

（令和8年9月、10月、11月（後半期）に実施予定の修学旅行費は、令和8年度予算に計上を予定しています。）

3 事業費の内訳

（款）教育費 （項）教育総務費 （目）教育振興費
負担金補助及び交付金 66,631千円（修学旅行費補助金）

| | | | |
|-----|------------|----|--------------------|
| 担当課 | 教育委員会学校教育課 | 電話 | 直通 24-7040 内線 5125 |
|-----|------------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|---|----|-----|------|---------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | はばたけ世界へ 中学生短期留学事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| — | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | — |
| | | | | | | 補正後予算額 |
| | | | | | | — |

債務負担行為の設定

(単位:千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 | 左の財源内訳 | | | |
|----------------|---------------------|--------|------------|-----|-----|-------|
| | | | 国・府 支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 海外短期留学 実施業務 | 令和7年度 ～ 令和8年度 | 19,728 | 9,864 | | | 9,864 |

1 事業の背景・目的

新たな価値観や多様性を受け入れ未来を切り拓く、国際感覚や人権感覚を持った人材の育成を図るため、海外短期留学を実施し、次代を担う中学生が国際交流を通じて成長できる契機とします。

また、将来的に地域経営のアイデアを有したグローバル人材の育成へとつなげます。

2 事業の内容

令和8年8月に中学2年生15人を対象として、カナダへ10日間の海外短期留学を計画しています。応募者全員研修会を開催し、異文化やコミュニケーションについて学ぶ機会を設けることで、留学への関心を高めています。また、令和7年度からは、留学する15人を対象に実施する事前学習会の中に人権研修も取り入れています。留学等の円滑かつ効率的な実施に向けて、留學生徒の募集・選考や留学先・航空機座席の予約等の渡航準備を年度開始前から行う必要があるため、債務負担行為を設定します。

3 事業費

(1) 期 間 令和7年度～令和8年度

(2) 限 度 額 19,728千円 令和8年度に予算計上

(3) 支出科目 (款) 教育費 (項) 社会教育費
(目) 社会教育総務費・委託料

4 主な特定財源予定

(款) 府支出金 (項) 府補助金

(目) 教育費府補助金

きょうと地域連携交付金 9,864千円



令和7年度 海外留学の様子

| | | | |
|-----|------------|----|--------------------|
| 担当課 | 教育委員会生涯学習課 | 電話 | 直通 24-7064 内線 5143 |
|-----|------------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|--------|-------------------------------------|---|----|-----|--------|-------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 高等教育無償化制度交付金事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 88,567 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 63,779 |
| | | | | | 88,567 | 補正後予算額 152,346 |

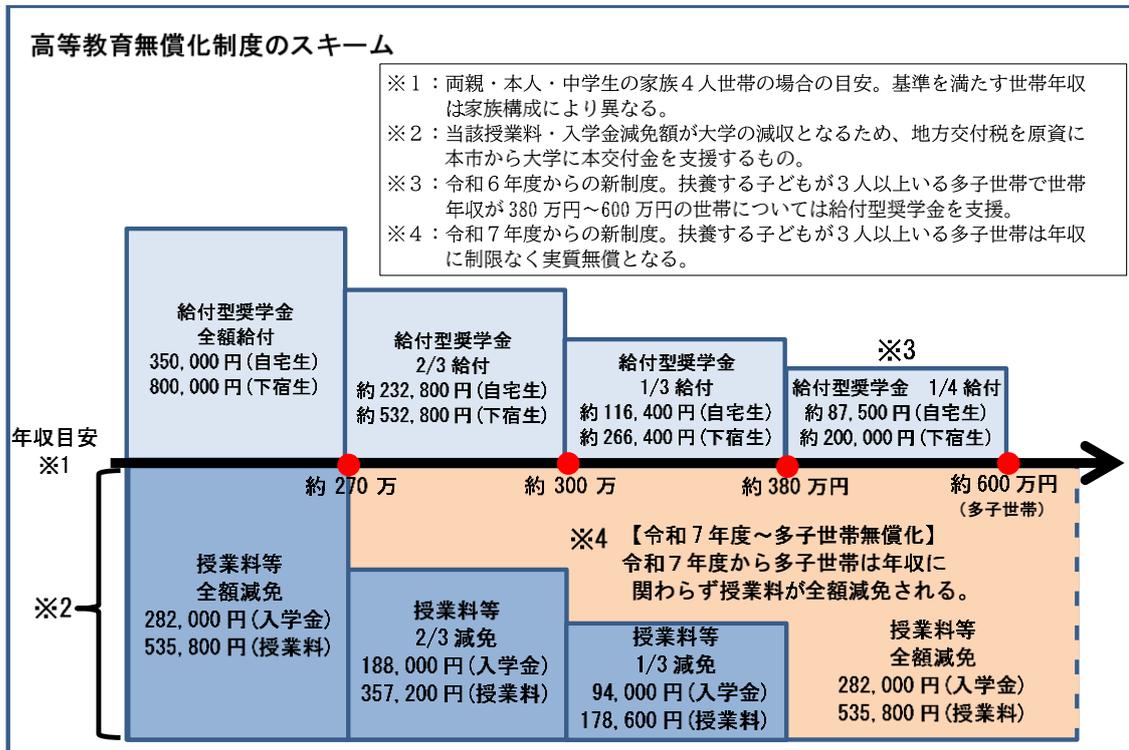
1 事業の背景・目的

国の高等教育無償化制度により住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等の学生に授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が支給されます。このうち、福知山公立大学が実施する対象者への授業料・入学金の減免相当額を大学に交付します。

2 事業の内容

国の高等教育無償化制度に係る授業料・入学金の減免相当額を、地方交付税措置を原資とし、大学へ交付金として支出します。(給付型奨学金については、日本学生支援機構から直接本人に交付されます。)

令和7年度から国の制度改正により、3人以上の子どもを扶養している多子世帯を対象に制度が拡充されましたが、当初の想定を大きく上回る申請があったため、増額補正します。



3 事業費の内訳

(款) 教育費 (項) 大学費 (目) 大学振興費 (節) 負担金補助及び交付金
 【授業料】 72,869千円 【入学金】 15,698千円

| | | | |
|-----|-----------|----|--------------------|
| 担当課 | 市長公室経営戦略課 | 電話 | 直通 24-7039 内線 3108 |
|-----|-----------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|---|----|-------|------|------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 埋蔵文化財発掘調査事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 7,703 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 11,601 |
| | | | | 7,703 | | 補正後予算額 19,304 |

1 事業の背景・目的

前田地区に所在する宝蔵山6号墳が民間開発事業により消滅することから、文化財保護法に基づき、記録保存のための発掘調査を行います。

2 事業の内容

現地にて宝蔵山6号墳の外表施設及び埋葬施設の内容確認を行います。また、現地調査終了後に記録保存として調査報告書を刊行します。

3 事業費の内訳

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費
 需用費 350千円 (消耗品費、燃料費、印刷製本費)
 役務費 24千円 (廃棄物処理手数料等)
 委託料 5,888千円 (作業員派遣、空撮・遺構図化・分析委託)
 使用料及び賃借料 1,441千円 (レンタカー、ユニットハウス等賃借料)

4 主な特定財源

(款) 諸収入 (項) 受託事業収入 (目) 教育費受託事業収入
 社会教育費受託事業収入 (埋蔵文化財発掘調査) 7,703千円



宝蔵山6号墳 位置図

| | | | |
|-----|-----------------|----|--------------------|
| 担当課 | 市民生活部文化・スポーツ振興室 | 電話 | 直通 24-7065 内線 3135 |
|-----|-----------------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-------|----------------------------------|-------|----|-----|------|-----------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 法（墓埋法及び行旅法）による死亡人等取扱事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 9,364 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 440 |
| | | 9,364 | | | | 補正後予算額 9,804 |

1 事業の背景・目的

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、身元不明人の救護（入院等）費用を負担することで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的として、実施します。

2 事業の内容

身元不明人の救護による医療費（入院に伴う治療費用）が発生したため、増額補正を行います。

3 事業費の内訳

（款）民生費 （項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費
扶助費 9,364千円（医療費 1人分）

4 主な特定財源

（款）府支出金 （項）府負担金 （目）民生費府負担金
行旅病人救護費用 9,364千円

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」では、身元不明人の治療費用等に関して、対象者の存在する市町村が救護することになっています。

今回、対象者が福知山市内で発見され、入院による治療を行っていますが、氏名・生年月日・住所などの個人に関する情報が不明であるため、福知山市が行旅病人として救護を行い、京都府が入院に伴う治療費用等を負担するものです。

| | | | |
|-----|------------|----|--------------------|
| 担当課 | 健康福祉部社会福祉課 | 電話 | 直通 24-7012 内線 2113 |
|-----|------------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|-------|----|-------|------|-----------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 商店街等振興事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 4,610 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 500 |
| | | 2,305 | | 2,305 | | 補正後予算額 5,110 |

1 事業の背景・目的

市内には、老朽化したアーケードや看板等の施設・設備を抱える商店街等があります。地域経済の活性化を目的に、商店街等への来訪者増加や売上の回復を図るとともに、安全性を高めるため、商店街等の施設・設備の修繕に必要な経費の一部を支援します。

2 事業の内容

京都府地域商業活性化・物価高騰対策事業費補助金を利用して老朽化した施設・設備の修繕を実施する市内の商店街等に対し、修繕に必要な経費を補助します。

今回対象：新町商店街（アーケード修繕）、おおえ駅前商店街（看板修繕）

3 事業費の内訳

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工業振興費
負担金補助及び交付金 (補助金)

新町商店街：事業費6,226,000円×2/3≒4,000千円

おおえ駅前商店街：事業費915,600円×2/3≒610千円

※補助率：府1/3、市1/3（補助上限額：4,000千円）

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 商工費府補助金

京都府地域商業活性化・物価高騰対策事業費補助金 2,305千円

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金

地域振興基金繰入金 2,305千円



新町商店街 アーケード



おおえ駅前商店街 看板

| | | | |
|-----|----------|----|--------------------|
| 担当課 | 産業部商業観光課 | 電話 | 直通 24-7077 内線 4148 |
|-----|----------|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|---|-------|-----|------|------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 農業施設維持管理事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 1,230 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 15,985 |
| | | | 1,200 | | 30 | 補正後予算額 17,215 |

1 事業の背景・目的

豊富用水土地改良区が管理する豊富用水池内にある土砂吐け桝部から、老朽化による漏水が発見されました。今後の水位の低下を防止し、安定した水の供給ができるよう、豊富用水土地改良区が行う農業用施設の応急対応の支援を行い、農業の生産維持を図ります。

2 事業の内容

豊富用水土地改良区が、京都府の府単独農業基盤整備事業（小規模老朽ため池整備事業）により実施する漏水防止工事において、事業費負担割合に基づく補助金を支出します。

【事業費負担割合】 府55%、市40%、土地改良区5%（老朽ため池事業）

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農地費
負担金補助及び交付金(補助金)

土地改良区営事業 事業費3,080千円×市負担割合40%≒1,230千円

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 農林業債
緊急自然災害防止対策事業債 1,200千円



豊富用水池

| | | | |
|-----|----------|----|--------------------|
| 担当課 | 産業部農林整備課 | 電話 | 直通 24-7042 内線 4115 |
|-----|----------|----|--------------------|

| 政策名 | 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち | | | | | (単位:千円) |
|---|---------------------|---|--------|-----|--------------------|-------------------|
| 事業名 | 庁舎管理事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 28,000 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 104,962 |
| | | | 28,000 | | | 補正後予算額 132,962 |
| <p>1 事業の背景・目的</p> <p>福知山市役所本庁舎は、建築から約50年が経過し施設の老朽化対策が課題となっています。</p> <p>本庁舎の老朽化や安全面の課題を踏まえ、庁舎の安全性を確保するため、改修工事等を実施します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>令和7年6月に本庁舎3階屋上のアスファルト防水が経年劣化により破損しました。雨漏り等による庁舎躯体への影響が懸念されるため、防水改修工事を実施します。</p> <p>また、その後の建物点検において、旧本館玄関庇部分のひび割れが判明したため、撤去工事を実施します。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費</p> <p>工事請負費 28,000千円</p> <p>本庁舎3階屋上防水改修工事 21,000千円</p> <p>旧本館玄関庇部分撤去工事 7,000千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 市債 (項) 市債 (目) 総務債</p> <p>一般事業債 21,000千円</p> <p>行政改革推進債 7,000千円</p> | | | | | | |
| 担当課 | 総務部総務課 | | | 電話 | 直通 24-7036 内線 3213 | |

| | | | | | | |
|-------|---------------------|---|-------|-----|------|------------------|
| 政策名 | 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 農村研修集会施設等管理事業 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 7,500 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 9,061 |
| | | | 7,500 | | | 補正後予算額 16,561 |

1 事業の背景・目的

多目的集会施設上六人部会館は平成8年3月に建設され、地域のコミュニティ施設として利用されているほか、市内に48か所ある広域避難所の一つに指定されています。この施設のトイレはすべて和式のため、地域住民や避難者など誰もが快適に利用できるよう、トイレの洋式化を行います。

2 事業の内容

本市が指定している広域避難所のうち、唯一施設内に和式トイレしかない上六人部会館二階のトイレ(男子1基、女子3基)を洋式化します。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費
工事請負費 7,500千円 (トイレ改修工事)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 農林業債
緊急防災・減災事業債 7,500千円



上六人部会館 二階女子トイレ

| | | | |
|-----|----------|----|--------------------|
| 担当課 | 産業部農林整備課 | 電話 | 直通 24-7041 内線 4111 |
|-----|----------|----|--------------------|

| 区 分 | その他一般事業 | | | | | (単位:千円) |
|--|----------|---|----|-----|--------------------|-----------------|
| 事業名 | 内部統制推進事業 | | | | | 拡充 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 739 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 416 |
| | | | | | 739 | 補正後予算額 1,155 |
| <p>1 事業の背景・目的</p> <p>これまでから不適正事務が連続して発覚しており、このことは市政への信頼を根底から揺るがすものです。</p> <p>この事態を大変重く受け止め、外部の有識者で構成する「第三者委員会」を設置し、これまでの不適正事務の原因調査及び対策等の検討を行うとともに、本市の課題や再発防止に向けた意見、また、職員の責任のあり方や組織のガバナンス強化について意見をいただき、信頼回復に向け、誠実な職務執行に努めます。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>福知山市事務執行適正化第三者委員会を設置し、不適正事務の原因調査及び対策等の検討を行うとともに、再発防止策や職員の責任のあり方、組織のガバナンス強化に関する意見をいただきます。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費</p> <p>報酬 570千円 (委員報酬)</p> <p>旅費 152千円 (委員実費弁償、職員旅費)</p> <p>需用費 6千円 (消耗品費)</p> <p>役務費 11千円 (郵送料)</p> | | | | | | |
| 担当課 | 総務部総務課 | | | 電話 | 直通 24-7036 内線 3214 | |

| | | | | | | |
|--|-----------------------------------|---|----|--------|--------------------|------------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 【国民健康保険事業特別会計】 国民健康保険事業基金積立金 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 53,426 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 776 |
| | | | | 53,426 | | 補正後予算額 54,202 |
| <p>1 事業の背景・目的 国民健康保険事業特別会計決算における決算剰余金(繰越金)を国民健康保険事業の健全な運営及び保健事業の実施のため設置している国民健康保険事業基金に積み立てます。</p> <p>2 事業の内容 令和6年度国民健康保険事業決算剰余金を国民健康保険事業基金に積み立てます。</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 国民健康保険事業基金積立金 国民健康保険事業基金積立金 53,426千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 繰越金 (項) 繰越金 (目) 繰越金 前年度繰越金 53,426千円 [令和6年度決算剰余金(令和7年度への繰越金)]</p> | | | | | | |
| 担当課 | 健康福祉部保険年金課 | | | 電話 | 直通 24-7015 内線 2261 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----|--------------------|------|-------------------|---------------------|---------------|--------------------------|---------------|-----------------------------|--------------|-------------------------|---------------|----------------------------|------------|--------------------|---------------|---------------------|--------------|--------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち | | | | | (単位:千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業名 | 【介護保険事業特別会計(保険事業勘定)】 介護給付費負担金等返還金/介護給付費準備基金積立金 | | | | | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98,671 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 1,746 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 98,671 | | 補正後予算額 100,417 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業の背景・目的</p> <p>介護保険事業(保険事業勘定)の財源である介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金等については概算払いとなるため、翌年度において精算を行うこととなります。令和6年度に超過交付となった額については、令和7年度において返還を行う必要があります。</p> <p>また、介護保険事業勘定の決算剰余金(繰越金)のうち、上記返還金を除いた額を、介護保険事業の円滑な運営に資するために設置している介護給付費準備基金に積み立てます。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>令和6年度の介護保険事業(保険事業勘定)における決算剰余金のうち、令和6年度に超過交付となった、介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金等を返還し、その残額を介護給付費準備基金に積み立てます。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>介護保険事業(保険事業勘定)決算剰余金</td> <td>98,670,947円…①</td> </tr> <tr> <td>介護給付費国庫負担金(介護給付費現年度分)返還金</td> <td>24,827,943円…②</td> </tr> <tr> <td>介護給付費国庫負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金</td> <td>1,293,070円…③</td> </tr> <tr> <td>介護給付費府負担金(介護給付費現年度分)返還金</td> <td>11,171,807円…④</td> </tr> <tr> <td>介護給付費府負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金</td> <td>646,535円…⑤</td> </tr> <tr> <td>支払基金交付金(介護給付費分)返還金</td> <td>22,030,136円…⑥</td> </tr> <tr> <td>支払基金交付金(地域支援事業分)返還金</td> <td>3,132,536円…⑦</td> </tr> <tr> <td>地域支援事業交付金返還金</td> <td>11,737,346円…⑧</td> </tr> <tr> <td>介護給付費負担金等返還金(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>74,839,373円…⑨</td> </tr> </table> <p>(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金 返還金 74,840千円(介護給付費負担金等返還金)…⑨</p> <p>(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金 23,831千円…(①-⑨)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 繰越金 (項) 繰越金 (目) 繰越金 前年度繰越金 98,671千円[令和6年度決算剰余金(令和7年度への繰越金)]</p> | | | | | | | 介護保険事業(保険事業勘定)決算剰余金 | 98,670,947円…① | 介護給付費国庫負担金(介護給付費現年度分)返還金 | 24,827,943円…② | 介護給付費国庫負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金 | 1,293,070円…③ | 介護給付費府負担金(介護給付費現年度分)返還金 | 11,171,807円…④ | 介護給付費府負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金 | 646,535円…⑤ | 支払基金交付金(介護給付費分)返還金 | 22,030,136円…⑥ | 支払基金交付金(地域支援事業分)返還金 | 3,132,536円…⑦ | 地域支援事業交付金返還金 | 11,737,346円…⑧ | 介護給付費負担金等返還金(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) | 74,839,373円…⑨ |
| 介護保険事業(保険事業勘定)決算剰余金 | 98,670,947円…① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護給付費国庫負担金(介護給付費現年度分)返還金 | 24,827,943円…② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護給付費国庫負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金 | 1,293,070円…③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護給付費府負担金(介護給付費現年度分)返還金 | 11,171,807円…④ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護給付費府負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金 | 646,535円…⑤ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払基金交付金(介護給付費分)返還金 | 22,030,136円…⑥ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払基金交付金(地域支援事業分)返還金 | 3,132,536円…⑦ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域支援事業交付金返還金 | 11,737,346円…⑧ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護給付費負担金等返還金(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) | 74,839,373円…⑨ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 健康福祉部高齢者福祉課 | | 電話 | 直通 24-7013 内線 2144 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|----|--------------------|------|-----------------|
| 政策名 | 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち | | | | | (単位:千円) |
| 事業名 | 【介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)】 介護サービス事業基金積立金 | | | | | 継続 |
| 補正予算額 | 左の財源内訳 | | | | | 補正前予算額 |
| 2,133 | 国 | 府 | 市債 | その他 | 一般財源 | 142 |
| | | | | 2,133 | | 補正後予算額 2,275 |
| <p>1 事業の背景・目的 介護サービス事業勘定の決算剰余金(繰越金)については、介護サービス事業の健全な財政運営に資するために設置している介護サービス事業基金に積み立てます。</p> <p>2 事業の内容 令和6年度の介護サービス事業勘定における決算剰余金を介護サービス事業基金に積み立てます。</p> <p>3 事業費の内訳 介護保険事業(介護サービス事業勘定)決算剰余金 2,132,228円 (款)基金積立金 (項)基金積立金 (目)介護サービス事業基金積立金 介護サービス事業基金積立金 2,133千円</p> <p>4 主な特定財源 (款)繰越金 (項)繰越金 (目)繰越金 前年度繰越金 2,133千円 [令和6年度決算剰余金(令和7年度への繰越金)]</p> | | | | | | |
| 担当課 | 健康福祉部地域包括ケア推進課 | | 電話 | 直通 48-9252 内線 2151 | | |

◆ 条例関連議案

1 福知山市附属機関設置条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：(直通)24-7034 (内線)3230】

1 改正の理由

福知山市事務執行適正化第三者委員会の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

附属機関として、福知山市事務執行適正化第三者委員会を設置することとし、不適正事務処理等の原因・経過及びその対策の調査・検討を行い、再発防止及び組織のガバナンス強化等について市長の諮問に応じ審議し意見を具申する事務を担当することとした。

(別表関係)

3 施行期日

公布の日

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：(直通)24-7034 (内線)3230】

1 改正の理由

福知山市事務執行適正化第三者委員会の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 報酬の額を以下のとおり定めることとし、文言の整理を行うこととした。

ア 事務執行適正化第三者委員会委員（専門委員） 日額15,000円

ただし、不適正事務処理等の原因・経過及びその対策の調査又は当該調査結果に係る報告書若しくは意見書の作成に関する業務を行う場合は、時間額10,000円

イ 事務執行適正化第三者委員会委員（その他の委員） 日額8,000円

(別表関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第5条第1項関係)

3 施行期日

公布の日

3 福知山市税条例等（一部改正）

【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

1 改正の理由

督促手数料の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市税条例の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 督促手数料を廃止することとした。

(第2条及び第17条関係)

イ 公益等のために直接専用する固定資産であって、規則で定めるものについて、固定資産税を免除することとした。

(第33条の2関係)

ウ 日帰りの入湯料が1,500円以下の場合について、入湯税を免除することとした。

(第91条第3号関係)

エ 簡易宿所営業又は下宿営業を行う者が設置する宿泊施設に宿泊する者について、入湯税を免除することとした。

(第91条第4号関係)

オ 入湯税の税率について、1人につき入湯1回当たり150円と定めることとした。

(第92条関係)

(2) 福知山市ファームガーデンやくの条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

入湯税の課税免除及び税率の改正に伴い、ほっこり館の使用に係る一般の使用料から入湯税を除くこととした。

(別表関係)

(3) 福知山市滞納金督促条例の一部改正

(改正条例第3条関係)

督促手数料を廃止することとした。

(第2条、第4条及び第6条関係)

(4) 福知山市大江町定住促進住宅条例の一部改正

(改正条例第4条関係)

遅延損害金に係る規定を削ることとした。

(第15条関係)

(5) 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正

(改正条例第5条関係)

督促手数料を廃止することとした。

(第12条関係)

(6) 福知山市国民健康保険条例の一部改正

(改正条例第6条関係)

督促手数料を廃止することとした。

(第22条関係)

(7) 福知山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

(改正条例第7条関係)

督促手数料を廃止することとした。

(第5条関係)

(8) 福知山市介護保険条例の一部改正

(改正条例第8条関係)

督促手数料を廃止することとした。

(第9条関係)

(9) 福知山市学校給食費の管理に関する条例の一部改正

(改正条例第9条関係)

ア 督促手数料を廃止することとした。

(第6条及び第7条関係)

イ 遅延損害金に係る規定を削ることとした。

- (旧第7条及び第7条関係)
- (10) 福知山市三和町立地企業等従業員住宅条例の一部改正
(改正条例第10条関係)
遅延損害金に係る規定を削ることとした。
(第15条関係)
- (11) 福知山都市計画事業石原土地区画整理事業施行規程の一部改正
(改正条例第11条関係)
督促手数料を廃止することとした。
(第26条関係)
- (12) 福知山市下水道条例の一部改正
(改正条例第12条関係)
督促手数料を廃止することとした。
(第26条関係)

3 施行期日

- (1) ア、ウからオ、(2) から (12) 令和8年4月1日
(1) イ 令和8年1月1日

4 福知山城天守閣条例及び福知山市佐藤太清記念美術館条例（一部改正）
【担当課：文化・スポーツ振興室 電話：(直通)24-7033 (内線)3134】

1 改正の理由

福知山城天守閣展示スペースの観覧に係る入館料及び福知山市佐藤太清記念美術館の入館料の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山城天守閣条例の一部改正

(改正条例第1条関係)
普通展示の観覧に係る一般の入館料を300円から330円に引き上げることとした。
(別表第1項の表関係)

- (2) 福知山市佐藤太清記念美術館条例の一部改正

(改正条例第2条関係)
普通展示の観覧に係る一般の入館料を200円から330円に引き上げることとした。
(別表関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

5 福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（一部改正）
【担当課：生涯学習課 電話：(直通)24-7067 (内線)2118】

1 改正の理由

福知山市放課後児童クラブの使用料の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
 福知山市放課後児童クラブの平日使用料を毎月3,500円から毎月4,500円に引き上げることとした。
 (別表2第1号関係)

- 3 施行期日
 令和8年4月1日

6 福知山市大呂自然休養村センター条例（一部改正）
【担当課：農林整備課 電話：(直通)24-7041 (内線)4111】

- 1 改正の理由
 福知山市大呂自然休養村センターの利用料金の限度額の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 貸室料金の限度額について、冷暖房を使用する場合は、貸室料金に5割を加算した額とすることとした。
 (別表第1項の備考関係)

- 3 施行期日
 令和8年4月1日

7 福知山市都市公園条例（一部改正）
【担当課：都市・交通課 電話：(直通)24-7051 (内線)4310】

- 1 改正の理由
 福知山市児童科学館、福知山市動物園及び福知山市都市緑化植物園の利用料金の限度額の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 (1) 福知山市児童科学館の利用料金の区分及び限度額を次のように改めるとともに、義務教育就学前の者の入場料を無料とすることとした。
 (別表第3第4項第3号の表関係)

| 区分 | 小学生及び中学生 | 大人 |
|-------|----------|------|
| 入場料 | 170円 | 350円 |
| 共通入場料 | 440円 | 890円 |

- (2) 福知山市動物園の利用料金の区分及び限度額を次のように改めるとともに、義務教育就学前の者の入園料を無料とすることとした。
 (別表第3第4項第4号の表関係)

| 区分 | 小学生及び中学生 | 大人 |
|-------|----------|------|
| 入園料 | 130円 | 250円 |
| 共通入場料 | 440円 | 890円 |

- (3) 福知山市都市緑化植物園（温室）の利用料金の区分及び限度額を次のように改めるとともに、義務教育就学前の者の観覧料を無料とすることとした。

(別表第3第4項第9号の表関係)

| 区分 | 小学生及び中学生 | 大人 |
|-------|----------|------|
| 観覧料 | 180円 | 380円 |
| 共通入場料 | 440円 | 890円 |

- 3 施行期日
令和8年4月1日

8 福知山市水道事業給水条例等（一部改正）

【担当課：経営総務課 電話：(直通)22-6503 (内線)72-201】

1 改正の理由

災害その他非常の場合において、他の水道事業者等による給水装置工事等の実施を可能とする措置を講じることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市水道事業給水条例の一部改正

(改正条例第1条関係)

災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とすることとした。

(第9条第1項ただし書関係)

(2) 福知山市下水道条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した工事業者による排水設備等工事の実施を可能とすることとした。

(第6条第1項ただし書関係)

(3) 福知山市農業集落排水施設条例の一部改正

(改正条例第3条関係)

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した工事業者による排水設備等工事の実施を可能とすることとした。

(第8条第1項ただし書関係)

- 3 施行期日
公布の日

◆ その他議案

■ 工事請負契約の締結について

【担当課：人権推進室 電話：(直通)24-7021 (内線)2218】

- 1 工 事 名 (仮称) 丘地区施設集約事業建設工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 749,100,000円
- 4 契約の相手方 富士・イチケン共同企業体

代表者 福知山市字天田502番地1
株式会社富士興業
代表取締役 松田 一 矢

構成員 福知山市内記一丁目42番地の8
株式会社イチケン
代表取締役 川島 一 弘

■ 工事請負契約の締結について

【担当課：道路河川課 電話：(直通)24-7059 (内線)4215】

- 1 工 事 名 長田野西橋橋りょう補修工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 187,645,700円
- 4 契約の相手方 能見・三和 共同企業体

代表者 福知山市字雲原154番地
株式会社能見土建
代表取締役 曾根 有 策

構成員 福知山市三和町千束502番地
三和建设工業株式会社
代表取締役 安谷 清 春

■ 工事請負契約の変更について

【担当課：中央公民館 電話：(直通)22-9551】

- 1 工 事 名 川口地域公民館・体育館大規模改修工事
- 2 変更前契約金額 360,069,600円
- 3 変更後契約金額 366,221,900円
- 4 変 更 理 由 週休2日制工事試行要領第8条の規定による労務費の補正のため
- 5 契約の相手方 三丹・福知山電気共同企業体

代表者 福知山市字奥野部35番地1
三丹開発株式会社
代表取締役 塩 見 渉

構成員 福知山市問屋町27-5
福知山電気株式会社
代表取締役 西 村 一 起

■ 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について

| 施設名称 (位置) | 指定管理者 | 指定期間 〔債務負担行為限度額〕 【担当課・連絡先】 |
|---|---|--|
| <p>福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド</p> <p>福知山市字和久市235番地、福知山市字和久市254番地、福知山市長田野町2丁目1番地の1、福知山市字岩井3番地</p> | <p>名 称 一般財団法人 福知山市スポーツ協会</p> <p>代表者 会長 富士原 正人</p> | <p>変更前 R3.4.1～R8.3.31 変更後 R3.4.1～R9.3.31</p> <p>〔債務負担行為限度額〕 令和7年度～令和8年度 〔26,141千円〕</p> <p>(変更理由) 長田野公園体育館に関して、民間事業者の意見も取り入れた利活用の可能性を調査・整理するため、指定期間を1年間延長する。</p> <p>【文化・スポーツ振興室 (直通)24-7092・(内線)5335】</p> |

■ 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

【担当課：まちづくり推進課 電話：(直通)24-7225 (内線)3131】

| | |
|-----------|---|
| 土地の明渡しの請求 | <p>本件土地は、集会所の用に供することを目的に、市が所有しているものであり、平成24年9月1日から地元自治会に無償貸付を行っている。</p> <p>市は、令和6年5月30日、地元自治会から本件土地上に車両が放置されている旨の連絡を受け、所有者Aに対して、自宅への訪問や通知文書の送付などによる放置車両の撤去要請を再三にわたり行ってきた。</p> <p>市は、所有者Aに対し最終通告の通知文書を送付したが、撤去期限の令和7年6月20日を過ぎても放置車両が撤去されていないことを確認した。</p> <p>市は、地元自治会のコミュニティ活動の拠点となっている当該土地について、早期に土地の明渡しを実現し土地所有者として適正な土地の管理を行う必要があることから、本件土地の明渡しを求める訴えの提起を行うものである。なお、当該訴えに付随して、明渡しに至るまでの期間、相手方が本件土地を不法に占有したことに伴う損害賠償請求も併せて行う。</p> |
|-----------|---|

■ 和解について 【担当課：市民課 電話：(直通)24-7014 (内線)2242】

京都地方裁判所からの和解勧告に基づき、損害賠償等請求事件に係る損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

損害賠償額 500,000円

- 1 事件名
京都地方裁判所 令和6年(ワ)第2368号 損害賠償等請求事件
- 2 当事者
原告 A
被告 福知山市
- 3 和解の内容
(1) 被告は、原告に対し、本件解決金として50万円の支払義務があることを認める。
(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、原告の指定する口座に振り込んで支払う。
ただし、振込手数料は被告の負担とする。
(3) 原告は、その余の請求を放棄する。
(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

■ 損害賠償の額について

【担当課：人権推進室 電話：(直通)24-7022 (内線)2214】

令和7年6月10日、福知山市字内記地内の福知山市役所駐車場において、公用車が切返しのために後退したところ、後方に駐車していた個人が所有する車両に接触し、右フロントバンパーを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 144,507円

■ 損害賠償の額について

【担当課：市民課 電話：(直通)24-7020 (内線)2231】

令和7年5月2日、福知山市字天田地内の国道9号と市道菱屋堀線との交差点において、赤信号で停車していた住宅建設事業者が所有する車両に公用車が追突したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 361,400円

■ 損害賠償の額について

【担当課：学校教育課 電話：(直通)24-7063 (内線)5129】

令和7年5月31日、福知山市字堀地内の福知山市立桃映中学校において、福知山市小学生陸上競技大会の開催準備を行っていたところ、未固定のテントが突風で飛ばされ、大会指定駐車場にとめてあった個人が所有する車両に当たり、損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 100,465円

■ 損害賠償の額について

【担当課：学校教育課 電話：(直通)24-7063 (内線)5129】

令和7年5月31日、福知山市字堀地内の福知山市立桃映中学校において、福知山市小学生陸上競技大会の開催準備を行っていたところ、未固定のテントが突風で飛ばされ、大会指定駐車場にとめてあった個人が所有する車両に当たり、損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 799,293円

■ 損害賠償の額について

【担当課：生涯学習課 電話：(直通)24-7064 (内線)5143】

令和7年6月13日、福知山市字岡ノ地内の旧勤労青少年ホーム敷地周辺において、除草作業中に草刈機の回転刃によりはじき飛んだ小石が、駐車場にとめてあった個人が所有する車両に当たり、フロントガラスを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 164,527円

■ 福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画2021）中間見直しの策定について

【担当課：生活環境課 電話：(直通)22-1827 (内線)6125】

福知山市議会基本条例第10条第2号の規定により、議会の議決を要する。

1 計画の概要

- (1) 計画見直しの背景と目的、計画期間など基本的な事項について定めた。(第1章)
- (2) 計画の基本理念、基本理念の実現に向けた施策の展開、中間評価等を踏まえた今後の重点施策、ごみの減量化及び資源化目標について定めた。(第2章)
- (3) 福知山市のごみ処理体制について定めた。(第3章)
- (4) 一般廃棄物処理基本計画と関連する計画について整理した。(第4章)

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

■ 令和6年度福知山市各会計歳入歳出決算の認定等について

(9月8日追加提案)

一般会計、特別会計 9会計、企業会計 3会計

◆ 報 告

■ 継続費精算書の報告について

(一般会計)

(単位 円)

| 事業名 【担当課】 | 年度 | 全体計画 ① | 実績 ② | 比較 ③ (①－②) |
|--|-----|-------------|-------------|---------------|
| 第4期埋立処分場 整備事業 【生活環境課】 | R05 | 444,263,000 | 160,900,000 | 283,363,000 |
| | R06 | 444,263,000 | 630,822,800 | △186,559,800 |
| | 合計 | 888,526,000 | 791,722,800 | 96,803,200 |
| 中学校施設 長寿命化事業 【教育総務課】 | R05 | 108,000,000 | 43,200,000 | 64,800,000 |
| | R06 | 72,000,000 | 107,992,800 | △35,992,800 |
| | 合計 | 180,000,000 | 151,192,800 | 28,807,200 |
| 桃映地域公民館等 整備事業 【中央公民館】 | R05 | 208,000,000 | 54,900,000 | 153,100,000 |
| | R06 | 312,000,000 | 358,018,000 | △46,018,000 |
| | 合計 | 520,000,000 | 412,918,000 | 107,082,000 |
| 地域公民館等長寿命化 (大規模改修) 事業 (六人部地域公民館・ 体育館大規模改修工事) 【中央公民館】 | R05 | 250,000,000 | 78,100,000 | 171,900,000 |
| | R06 | 375,000,000 | 420,653,200 | △45,653,200 |
| | 合計 | 625,000,000 | 498,753,200 | 126,246,800 |

■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

| 専決 | 内 容 | 損害賠償額 | 担当課 【連絡先】 |
|------------------------|---|----------|-------------------------------------|
| 令和7年 7月14日 専決第1号 | 令和4年3月1日、福知山市長田野町地内の市道市ノ谷線において、個人が自転車で走行していた際、街路樹の根によってできた段差により転倒し、負傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。 | 86,665 円 | 道路河川課 【(直通)24-7054・ (内線)4212】 |
| 令和7年 7月22日 専決第2号 | 令和7年1月7日、福知山市字土地内の市道前田観音寺線において、個人が所有する車両を本人が走行させていたところ、道路舗装の崩れた部分に左前輪が接触し、タイヤを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。 | 6,479 円 | 道路河川課 【(直通)24-7054・ (内線)4212】 |

■ 令和6年度に係る公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果の報告について

【担当課：経営戦略課 電話：(直通)24-7039 (内線)3108】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によるものとされた同法第5条による改正前の地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づき、令和6年度に係る公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果について報告する。

令和6年度評価結果

| 評 価 | 評価基準 |
|-----|----------------------|
| A | 中期計画の達成に向け順調に進捗している。 |

■ 健全化判断比率等について

(9月8日追加提案)

【担当課：財政課 電話：(直通)24-7035 (内線)3320】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率等を監査委員の意見を付けて報告する。